

外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る
影響等に関する調査結果
～平成30年度下期～
(概要版)

令和元年5月

環境省 環境再生・資源循環局

1. 調査の概要

背景と目的

- 平成29年末より、中華人民共和国において実施されている使用済プラスチック等の輸入禁止措置等の影響による国内の産業廃棄物処理のひっ迫を受け、平成30年8月にアンケート調査を行ったところであるが、依然として状況の改善は見られず、処理施設の処理能力のひっ迫の状況は、悪化傾向にあるとの指摘が多く寄せられている。
- こうした状況を踏まえ、改めて国内の状況を把握し、廃棄物の適正処理を推進するため、都道府県等及び廃棄物処理業者に対し、廃棄物の輸入規制等に係る影響等についてアンケート調査を行ったもの。

実施状況

- 都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市の産業廃棄物主管部局並びに廃プラスチック類の産業廃棄物処理業（中間処理・最終処分）の許可を有している優良認定業者（※）を対象にアンケートを実施。
- 実施期間：平成31年3月（平成31年2月末時点の状況について回答依頼）

	都道府県及び政令市向け	処理業者向け
アンケート対象数	122 (都道府県 47、政令市 75)	604
回収数 (回収率)	122 (100.0%) (都道府県 47、政令市 75)	187 (31.0%)

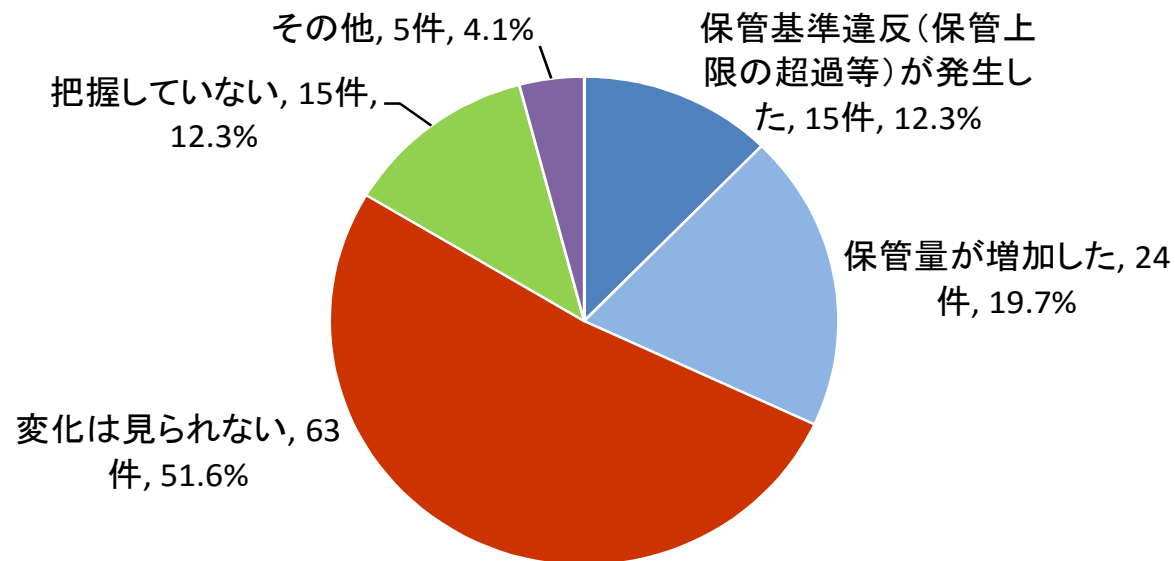
※ 通常の許可基準よりも厳しい基準（遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性）に適合した優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度（優良産廃処理業者認定制度）の認定業者のこと。

2. 自治体からの回答結果①

保管状況の変化について

- 廃プラスチック類の保管状況については、保管基準違反及び保管量の増加傾向を確認したとの回答が32.0%（39件）あった。（前回：24.8%（26件））
 - ・ このうち、保管上限の超過等、保管基準違反が発生したとの回答が15件あった（前回：5件）。また、改善命令の発出に至ったものが2件あった。
- 前回調査と同様、不法投棄等の状況については、外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響による不法投棄事案は、現時点では確認されていない（※）。

＜保管状況の変化の回答状況＞



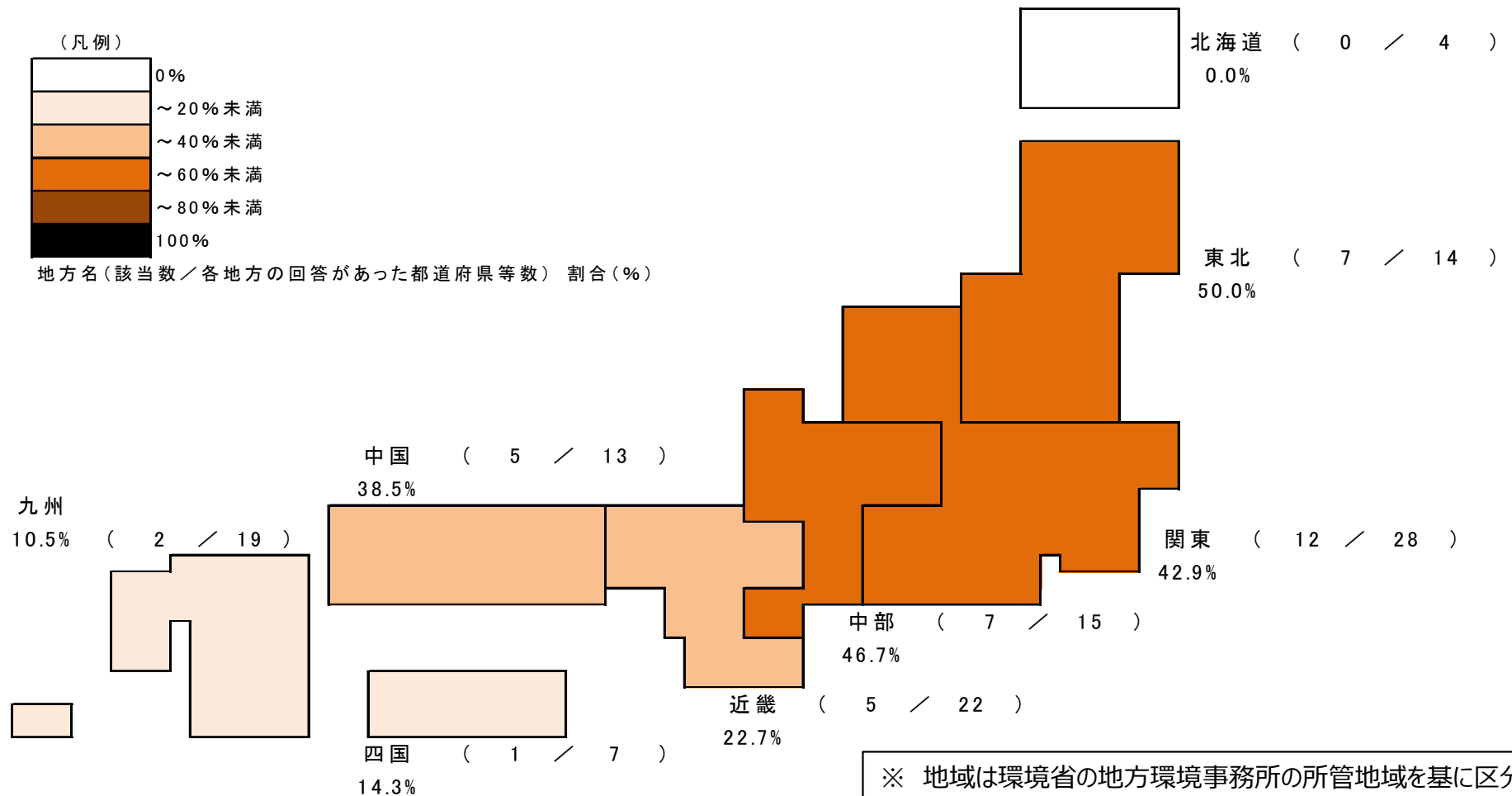
※ 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「1件あたりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）」を不法投棄事案の対象とし、その背景等について当該自治体に個別に確認した結果、いずれも外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響によるものであるとの回答は得られなかった。

2. 自治体からの回答結果②

保管状況の変化について（地域別）

- 保管基準違反及び保管量の増加傾向を確認したとの回答が得られた自治体の地域別の割合としては、東北が50.0%、中部が46.7%、関東が42.9%の順となった。

＜「保管量が増加した」又は「保管基準違反(保管上限の超過等)が発生した」との回答状況＞



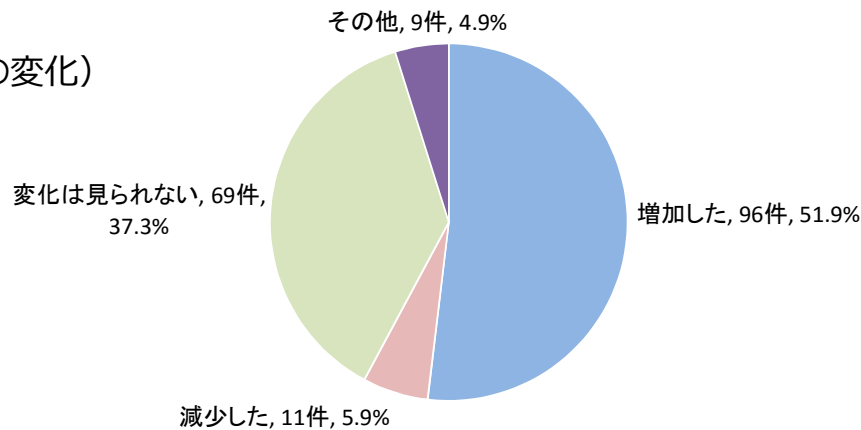
3. 処理業者からの回答結果①

処理量の変化

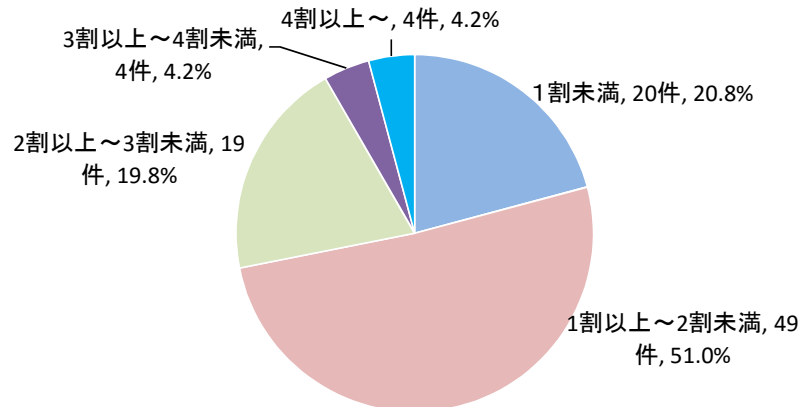
- 処理量の変化については、中間処理業者の51.9%（96件）（前回：56.0%（93件））、最終処分業者の33.3%（11件）（前回：25.0%（8件））で「増加した」という回答が得られた。
- 処理量の増加幅の割合は、中間処理においては71.9%（69件）（前回：84.6%（77件））、最終処分においては72.7%（8件）（前回：62.5%（5件））で2割未満となっている。

<中間処理における処理量の変化>

(処理量の変化)

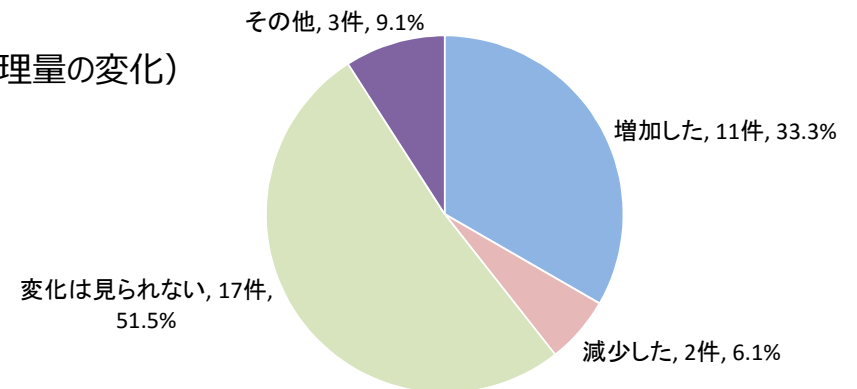


(「増加した」回答のうち、増加割合)

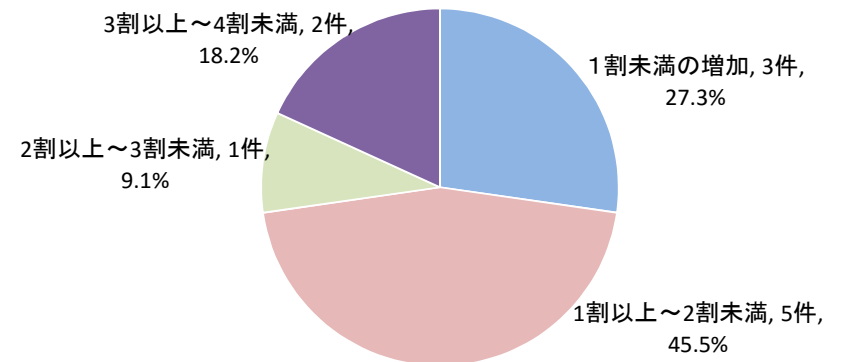


<最終処分における処理量の変化>

(処理量の変化)



(「増加した」回答のうち、増加割合)



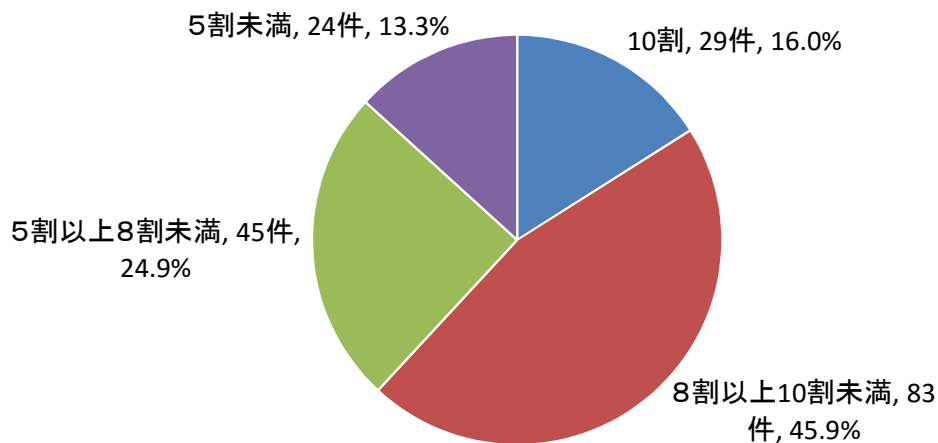
3. 処理業者からの回答結果②

施設稼働状況

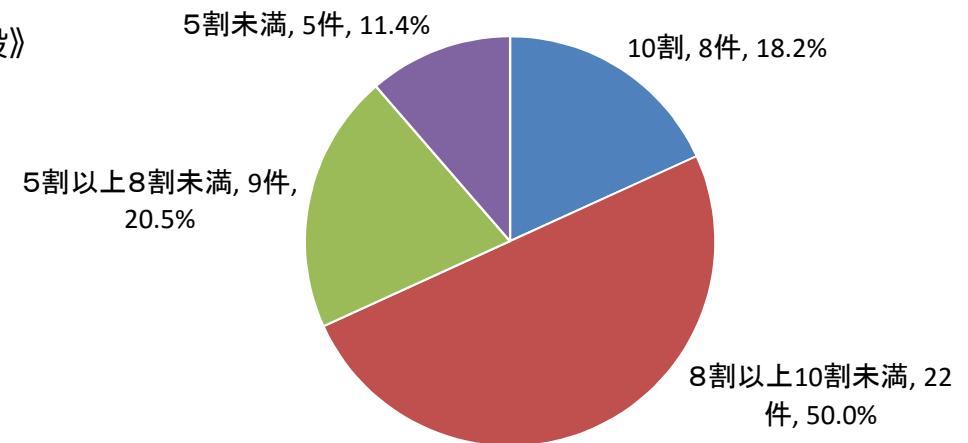
- 中間処理施設における処理能力に対する稼働状況は、16.0%（29件）で「10割」、45.9%（83件）で「8割以上～10割未満」という回答が得られた。

<中間処理施設における稼働状況>

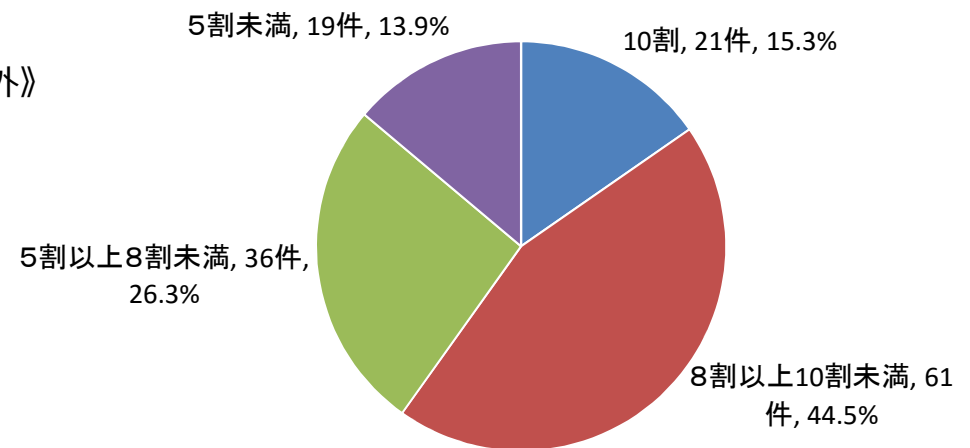
《全体》



《焼却施設》



《焼却施設以外》

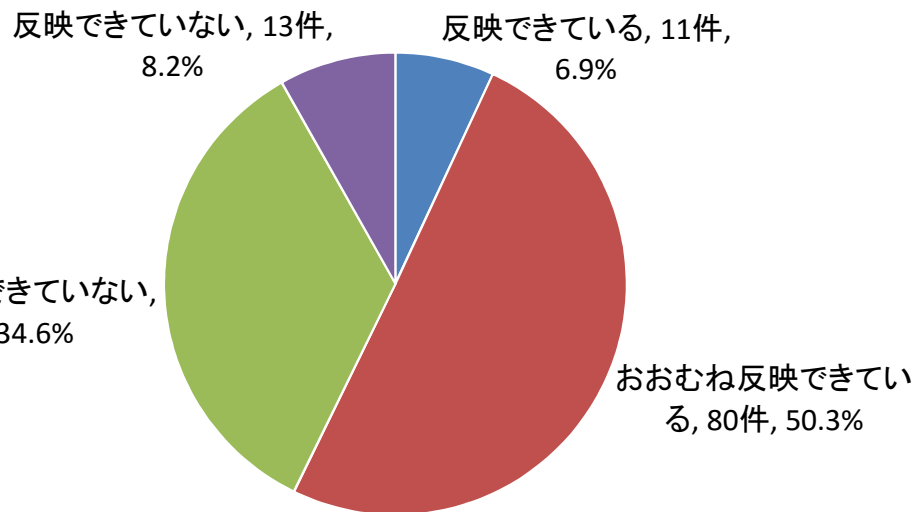


3. 処理業者からの回答結果③

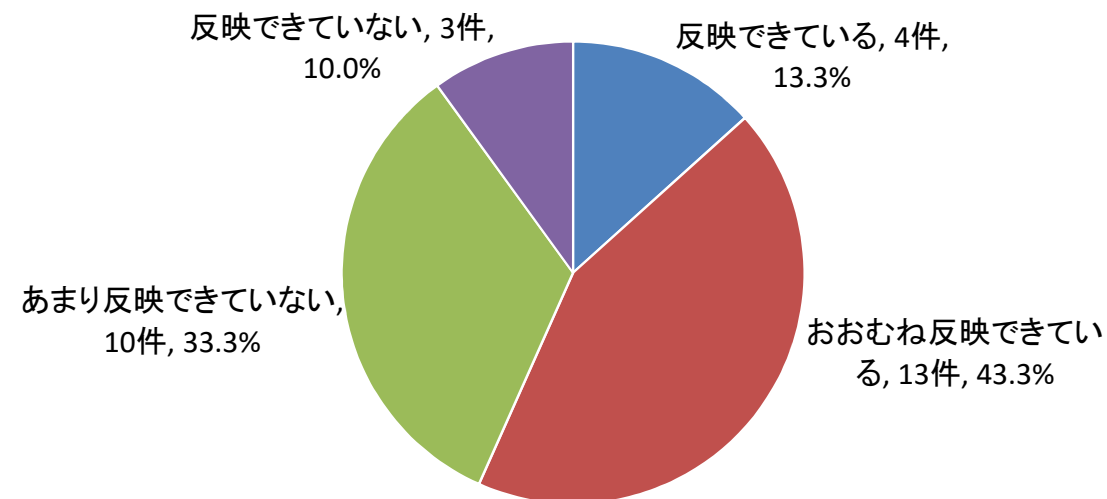
適正費用の処理料金への反映

- 処理費用の増加に伴う排出事業者への処理料金への反映の状況について、中間処理施設では、57.2%（91件）、最終処分場では、56.7%（17件）で「反映できている」又は「おおむね反映できている」という回答が得られた。一方で、「反映できていない」又は「あまり反映できていない」については中間処理施設及び最終処分場のいずれも約4割の回答であった。

<中間処理施設>



<最終処分場>



4. 調査結果の総括と今後の対応

(調査結果の総括)

- 外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、平成31年2月末時点では、本アンケートに回答いただいた自治体においては確認されていない。
- 一方、現時点では生活環境の保全上の支障の発生は確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が増加し、一部は改善命令の発出に至っていること、処理業者において保管量の増加もみられることなどから、引き続き、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する懸念がある状況が継続。

(今後の対応)

- 外国政府の動向も踏まえながら、引き続き廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていく。
- 加えて、以下の対策を可能な限り速やかに講じる。
 - ① 本年6月までに策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に基づき、プラスチックの資源循環を促進。
 - ② 廃プラスチック類のリサイクル施設等の処理施設の整備を速やかに進め、国内資源循環体制を構築。
 - ③ 事前協議制等の域外からの産業廃棄物搬入規制を行っている自治体に対し、搬入規制の廃止、緩和又は手続の合理化、迅速化を促す。
 - ④ 排出事業者に対し、適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について、周知するとともに、自治体に対しては、排出事業者への指導の強化を依頼。
 - ⑤ 市町村に対し、ごみ焼却施設等での廃プラスチック類の受入れを積極的に検討するよう依頼。